

常陽スーパー定期・常陽スーパー定期 300

平成 23 年 4 月 1 日現在

1. 商 品 名	自由金利型定期預金・M型 〔 愛称：3 百万円未満「スーパー定期」 3 百万円以上「スーパー定期 300」〕
2. ご利用いただける方	単利型 … 制限はありません。 複利型 … 個人の方のみです。 複利型は、預入期間 3 年以上です。
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1 か月、2 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年、10 年 ・ 満期日指定方式 1 か月超 5 年未満 ・ 定型方式の場合は、10 年ものを除いて預入時のお申出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱ができます。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	いつでもお預け入れできます。 1 円以上です。 1 円単位です。
5. 払 戻 方 法	①満期日以後に一括してお支払いします。 ②個人の方は、預入期間が 1 年超 5 年以下および 10 年ものについては、預入日から 1 年経過後は、1 万円以上 1 円単位で一部解約が可能です。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度	<p>1 円以上 300 万円未満、300 万円以上の 2 段階の金額階層別金利設定を行い、預入時（または継続時）の店頭表示の利率を満期日まで適用します。一部解約後の残金については、預入時の利率を満期日まで適用します。ただし、300 万円以上の複利型について一部解約後の残金が 300 万円を下回る場合は、預入時（または継続時）から一部解約日前日までは、預入時の利率、一部解約日から満期日までは、スーパー定期（300 万円未満）の当初預入時（または継続時）の店頭表示利率が適用されます。また、一部解約部分の利率は、期限前解約利率を適用します。</p> <p>①預入期間 1 か月以上 2 年未満 満期日以後に一括して支払います。</p> <p>②預入期間 2 年以上 3 年未満および 3 年以上の単利型 中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応答日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。</p> <p>③3 年以上の複利型(個人の方のみ) 満期日以後に一括してお支払いします。</p>

(3) 計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算により算出します。 (個人の方の3年以上の複利型は6か月複利計算となります)
7. 手数料	ありません。
8. 付加できる特約事項	①個人の方はマル優がご利用できます。 ②個人の方は総合口座による当座貸越が利用できます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率です。
9. 満期時の取り扱い	預入時のお申し出により自動継続(元金成長型もしくは利息受取型)、または、非継続(指定口座入金)*の取り扱いができます。 ※ 指定口座は同一店内のご本人さま名義の普通預金または当座預金となります。また、総合口座の担保となっている場合は、総合口座普通預金に限ります。
10. 期限前解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の期限前解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利率とともにお支払いします。 ○「平成22年10月12日以降新規預入分」および「平成22年10月11日以前に預入され、平成22年10月12日以降に継続された自動継続分」 ～後記表Aをご参照ください～ ○「平成22年10月11日以前に預入され平成22年10月12日以降満期が到来していない自動継続分」および「平成22年10月11日以前に預入された非継続分」 ～後記表Bをご参照ください～ <ご注意> ・中間利払いが行われている明細を期限前解約する場合、中間利払の合計額が期限前解約利率により計算した利息額を上回ることがあります。 ・こうした場合には、期限前解約利率により計算した利息以上に支払われた金額について、期限前解約時にお返しする定期預金元金から清算させていただきます。(期限前解約時にお返しする定期預金元金が預入時の定期預金元金を下回ることがございます)ので、あらかじめご了承ください。
11. その他参考となる事項	①満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ②中間利払日にお支払いする利息は、預金規定に定めた中間利払利率により計算します。 ③この預金および通帳(証書)は、譲渡または質入れすることはできません。 ④単利型で自動継続のスーパー定期(スーパー定期300)は、継続後の元金が1千万円以上となる場合に、同一期間の自由金利型定期預金(大口定期)として継続します。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. その他	預金保険の対象商品です。

【表 A／期限前解約利率】

対象：「平成 22 年 10 月 12 日以降新規預入分」および「平成 22 年 10 月 11 日以前に預入され、平成 22 年 10 月 12 日以降に継続された自動継続分」

預入期間	期限前解約利率	先の計算式により計算しますが、下限は下記のとおりです。
6 か月未満	普通預金利率 ^{※2}	解約日における普通預金利率 ^{※2}
6か月以上1年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期 ^{※1} の「6か月」基準金利×70%	
1年以上2年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期 ^{※1} の「1年」基準金利×70%	
2年以上3年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期 ^{※1} の「2年」基準金利×70%	
3年以上4年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期 ^{※1} の「3年」基準金利×70%	
4年以上5年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期 ^{※1} の「4年」基準金利×70%	
5年以上6年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期 ^{※1} の「5年」基準金利×70%	
6年以上7年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期 ^{※1} の「6年」基準金利×70%	
7年以上8年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期 ^{※1} の「7年」基準金利×70%	
8年以上9年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期 ^{※1} の「8年」基準金利×70%	
9年以上10年未満	預入日（または継続日）におけるスーパー定期 ^{※1} の「9年」基準金利×70%	

※1 お預入金額が 300 万円以上の場合、スーパー定期 300 となります。

※2 「解約日における普通預金利率」が「契約している定期預金利率（自動継続の場合は継続時の定期預金利率）」を上回る場合、契約している定期預金利率が上限となります。期限前解約した場合、契約している定期預金利率を上回ることはございません。

【表 B／期限前解約利率】

対象：「平成 22 年 10 月 11 日以前に預入され平成 22 年 10 月 12 日以降満期が到来していない自動継続分」および「平成 22 年 10 月 11 日以前に預入された非継続分」

預入期間	3年未満	3年物	4年物	5年物	10年物
6 か月未満	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×10%
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×20%
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×20%
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%	約定利率×30%
3年以上4年未満			約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×30%
4年以上5年未満				約定利率×90%	約定利率×40%
5年以上6年未満					約定利率×50%
6年以上7年未満					約定利率×60%
7年以上8年未満					約定利率×70%
8年以上9年未満					約定利率×80%
9年以上10年未満					約定利率×90%

ただし、当該預金の元金を、同じ預入日に解約日を満期日として預入するとした場合に適用される基準金利×90%で計算される利息を上限とします。